

特別養護老人ホームやすらぎの里広域公園 重要事項説明書（空床利用型）

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に、適正な短期入所生活介護により要介護状態を維持・改善することを目的として計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

施設名 特別養護老人ホームやすらぎの里広域公園

指定番号 3470208913

所在地 広島市安佐南区大塚西4丁目2番20号

管理者の氏名 岩崎 静二

電話番号 082-848-3600

FAX番号 082-848-2105

サービスを提供する地域 安佐南区 佐伯区

(2) 事業所の従業者体制

職 種	従事する業務	人 員
施設長（管理者）	業務の一元的な管理	1名（常勤 1名）
医師	健康管理及び療養上の指導	1名（非常勤 1名）
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上（常勤1名以上）
介護職員	介護業務	30名以上（常勤30名以上）
看護職員	健康管理と保健衛生管理	3名以上（常勤3名以上）
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持 のための訓練と指導	1名以上（非常勤1名以上） *理学療法士等が不在の場 合は看護職員が兼任
管理栄養士	食事の献立、栄養指導等	1名（常勤1名以上）

(3) 職員の勤務体制

・早出	7：15	～	16：15
・日勤	8：30	～	17：30
・遅出	10：15	～	19：15
・夜勤	16：15	～	9：15

(4) 設備の概要

- ・定員 89名（特別養護老人ホームの空床利用とする）
- ・居室 89室
- ・ユニットごとの定員 1から8ユニットは10名、9ユニットは9名
- ・利用者の居室
ベッド・枕元灯・チェスト等を備品として備えます。
- ・食堂 9室
利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、テーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。
- ・浴室 3室
利用者が利用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。
- ・洗面所及び便所 98か所
各居室に洗面所及び便所を設けるとともに必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。
- ・機能訓練室 1室
利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
- ・医務室 1室
利用者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

3. サービスの内容

(1) 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。また短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

(2) 食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。また必要に応じて医師の指示による食事の提供を行います。

(3) 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭になる場合があります。

(4) 介護

短期入所生活介護計画に沿った次の介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助

- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

(5) 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施します。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。
介護報酬告示額

(1) 基本単位数 (1日当たり)

介護区分	単位数 (ユニット型個室)
要介護1	(704 単位)
要介護2	(772 単位)
要介護3	(847 単位)
要介護4	(918 単位)
要介護5	(987 単位)

(2) 加算等

- | | | |
|---------------|-------|---------------|
| ① 療養食加算 | 1日につき | (8 単位) |
| ② 看護体制加算Ⅰ | 1日につき | (4 単位) |
| ③ 夜勤職員配置加算Ⅱ | 1日につき | (18 単位) |
| ④ サービス提供体制加算Ⅲ | 1日につき | (6 単位) |
| ⑤ 送迎加算 | 片道につき | (184 単位) |
| ⑥ 看取り連携体制加算 | 1日につき | (72~1,280 単位) |
| ⑦ 介護職員処遇改善加算Ⅱ | 加算率 | 13.6% |

(3) 合計単位数と利用者負担金額 (1日当たり)

介護区分	介護利用料 (ユニット型個室)	利用者負担金額 (1割)	利用者負担金額 (2割)	利用者負担金額 (3割)
要介護1	8,777 円 (832 単位)	878 円	1,756 円	2,634 円
要介護2	9,589 円 (909 単位)	960 円	1,919 円	2,878 円
要介護3	10,487 円 (994 単位)	1,049 円	2,098 円	3,147 円
要介護4	11,341 円 (1,075 単位)	1,134 円	2,268 円	3,403 円
要介護5	12,164 円 (1,153 単位)	1,217 円	2,433 円	3,649 円

*それぞれの介護区分の基本単位数に加算の②看護体制加算Ⅰと③夜勤職配置Ⅱと④サービス提供体制加算Ⅲを加えた単位数に⑦介護職員処遇改善加算Ⅱを

乗じています。

(療養食加算、送迎加算、看取り連携体制加算は除いています。)

- * 合計単位数に、5級地域加算(1単位=10.55円)をかけて計算した金額です。1～3割が利用料金です。
- * 誤差が生じますので目安としてご参照ください。

□その他の費用

(1)「居住費」及び「食費」 1日あたりの金額

居住費

利用者負担段階	ユニット個室1日当り
第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階①	1,370円
第3段階②	1,370円
第4段階	2,066円

食費

利用者負担段階	1日当り負担額
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階	1,445円

*介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費とします。

(2) 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

区分	金額	内容
①理美容代 1回	2,200～円	希望によって提供した場合
②テレビ代 1日	100円	レンタル費
③個別の家電の持ち込み料 1ヵ月	100円	光熱費(テレビ等)

(3) その他

- ① 利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々の費用は実費を販売事業者へ直接お支払いください。
- ② サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は1複写につき30

円です。

- ③ 計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合	無料
・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合	全額
(連絡のない場合を含む)	

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
また、施設内の器具その他の備品を紛失・破損した場合は修繕等実費を請求します。
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 施設内は禁酒・禁煙です。酒、たばこの持ち込みは出来ません。
- ⑥ 秩序を乱す行為があった場合は退所していただく場合があります。
- ⑦ 金銭及び貴重品類等は、自分の責任で管理してください。

6. 非常災害対策・感染症対策

非常災害・感染症の発生やその他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に研修・訓練を行います。また、消防計画を作成し、定期的に訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合やその他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、身体拘束禁止にかかる委員会を定期的開催し、研修等を行います。

12. 高齢者虐待防止の推進

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、指針を整備し、研修を行います。

13. ハラスメント防止対策

ハラスメント防止にかかる研修を実施するとともに、相談窓口の利用等を通して防止対策の充実を図ります。

14. 苦情相談窓口

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 桑原 真由美 (生活相談員)

窓口責任者： 岩崎 静二 (施設長)

ご利用時間 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 082-848-3600

* 次の公的機関においても苦情申し出ができます。

広島市役所 健康福祉局高齢福祉部介護保険課

所在地：広島市中区国泰寺1丁目6番34号

電話番号：082-504-2183

広島県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：広島市中区東白島19番49号

電話番号：082-554-0783

広島市安佐南区役所 厚生部福祉課高齢介護係

所在地：広島市安佐南区中須1丁目38番13号

電話番号：082-831-4943

* 苦情処理第三者委員 氏名 原田 照美 電話番号 090-7137-4663

氏名 梶山 正治 電話番号 090-4898-6047

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合であって、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合は、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの開始にあたり、契約書及び本書面により重要事項を説明しました。

<施設>

所在地 広島市安佐南区大塚西4丁目2番20号

施設名 特別養護老人ホームやすらぎの里 広域公園

施設長 岩崎 静二 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、施設から、契約書及び本書面により重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの開始に同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）